【労務】令和4年7月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年6月末まで助成率や上限額を引き上げることとしている特例措置を、令和4年9月末まで延長するとし、令和4年7月~9月の具体的な助成内容が公表されました。

令和4年10月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」 に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、8月末までに改めてお知らせするとのことです。

※特例措置等の延長は、政府としての方針を表明したものとなります。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、令和4年5月31日時点での予定となります。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3~6月	令和4年 7~9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

- (※1)原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無 で適用する助成率を判断。
- (※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置 区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する 基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の 短縮等に協力する事業主。
 - ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
 - ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※3)令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

休業支援金等

		令和4年 3~6月	令和4年 7~9月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。
- (※6)8月以降の上限額は、8月1日に基本手当の日額上限が変更された場合は、当該変更後の額。
- (※7)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。

なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/r407cohotokurei_00001.html